

1 計画の概要（資源回復計画公表：平成19年3月29日）

(1) 計画作成時における資源の現状と回復の必要性

キンメダイを漁獲している主要な地域は、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県及び高知県の1都4県であり、主に房総沖から伊豆半島周辺、伊豆諸島周辺及び室戸岬周辺の海域で立縄漁業やはえ縄漁業により漁獲されているほか、小笠原公海及びその周辺海域では底刺し網漁業等でも漁獲されている。（図1）

キンメダイの現在の資源水準は中位で、資源動向は横ばいと考えられているが、これは、1都3県（千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県）の関係漁業者が長年にわたり資源管理に取り組んできているためと考えられ、現状の漁獲努力量水準を安定的に維持するための取組が重要である。

(2) 回復計画の目標（対象魚種：キンメダイ）

計画期間中の漁獲量を現状レベル程度以上で維持することを目標とする。

(3) 対象漁業

立縄漁業・底立てはえ縄漁業（1都3県）（表1）、底刺し網漁業

(4) 計画期間

平成19年度～23年度（2007年度～2011年度）

(5) 資源回復のために講じる措置

① 漁獲努力量の削減措置

ア 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

各海域毎に小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等のきめ細かい措置が機動的に講じられていることから、これに基づく資源管理の励行に努める。

イ 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

休漁期間の設定、小型魚の保護、漁具の制限を行う。

② 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、その自主的な回収に努める。

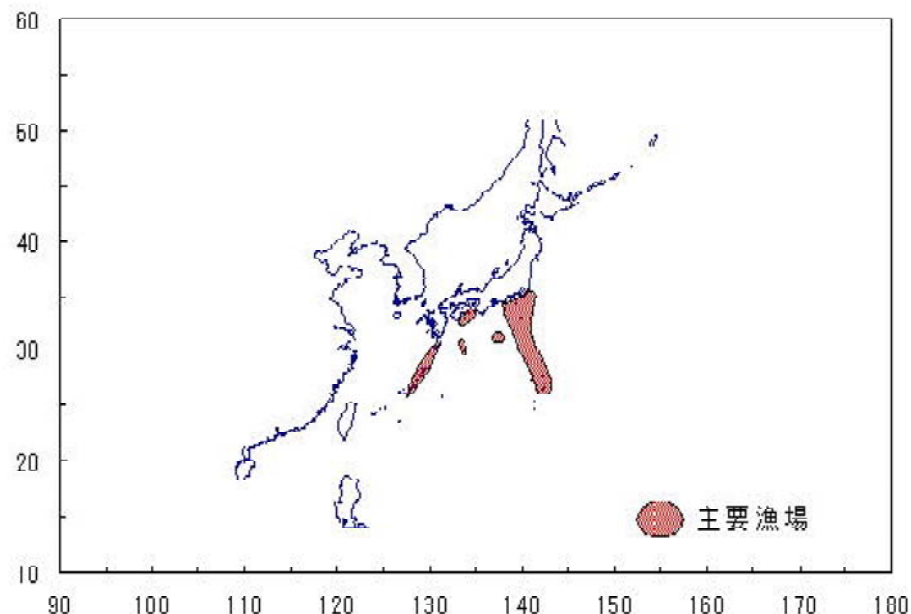


図1 キンメダイの主要漁場図

出典：キンメダイ資源調査報告書（（独）水産総合研究センター）一部改編

表1 年別底立てはえ縄漁業（100t未満）の許可隻数

| 漁業種類／西暦 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 |
|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 底立てはえ縄漁業 (東京都知事許可) | 23 | 23 | 23 | 21 | 19 | 20 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 底立てはえ縄漁業 (静岡県知事許可) | 74 | 74 | 70 | 69 | 70 | 66 | 66 | 64 | 64 | 64 |

2 取組の実施状況

(1) 漁獲努力量の削減措置

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）
1都3県の漁業者は、各海域毎に取組内容を毎年検討し、また、年1回は全体の漁業者協議会での合意を図りつつ、取組を着実に実施した（表2）。

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）
きんめだい底刺し網漁業を太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく承認制とした。承認を受けた漁業者は休漁期間の設定、小型魚の保護、漁具の制限を着実に実施した（表3、図2）。

(2) 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は自主的な回収に努めた。

表2 各都県の立縄漁業及び底立てはえ縄漁業の資源管理措置

| 都県名 | 関係漁業者の操業海域 | 取組内容 |
|------|---|--|
| 千葉県 | 銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島 | <ul style="list-style-type: none"> ・小型魚の再放流（22センチ～30センチ以下） ・漁具・漁法の制限（針数30～150本等） ・休漁日の設定 ・休漁期間の設定 ・操業規制区域の設定等 ※上記措置は海域により異なる。 |
| 東京都 | 大島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺 | |
| 神奈川県 | 東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島 | |
| 静岡県 | 伊豆諸島、静岡県地先 | |

表3 キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）の承認隻数及び漁獲量

| 年度 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 隻数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 漁獲量（トン） | 36 | 51 | 17 | 18 | |



図2 底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の指示内容

3 資源の水準・動向、目標の達成状況等

(1) 資源の水準・動向

キンメダイ資源動向調査（（独）水産総合研究センター）によれば、資源水準は中位、動向は横ばいである。回復計画開始（2007年）以後の1都4県合計の漁獲量は、都県により増減があるものの、2009年まで7千トン台でほぼ安定している（図3、表4）。

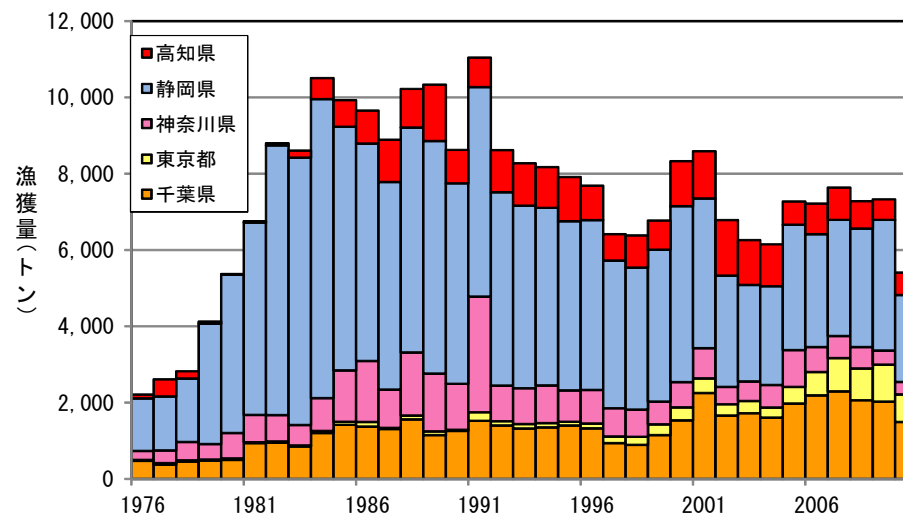
2010年は5,407トンと漁獲量は減少したが、これは潮流の影響を受けて、投縄や揚縄に時間を要するなど漁獲の効率が低下したことや操業そのものを見合わせたことが主な要因と考えられる。

なお、小型魚の加入が低調な海域も見られたこと（平成22年度キンメダイ資源動向調査）など、今後の資源動向を注視する必要がある。

(2) 目標の達成状況

本計画の期間中の1都4県の漁獲量は、2009年まで7千トン台を推移しており、キンメダイ資源動向調査において資源動向は横ばいとされていることから、「計画期間中の漁獲量を現状（2007年）レベル程度以上に維持する」という目標は、概ね達成されたといえる。

図3／表4 キンメダイ漁獲量（1都4県）の推移



単位：トン

| 年 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 漁獲量 | 7,684 | 6,409 | 6,381 | 6,772 | 8,323 | 8,585 | 6,782 | 6,258 |
| 年 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | |
| 漁獲量 | 6,144 | 7,271 | 7,216 | 7,633 | 7,276 | 7,325 | 5,407 | |

出典：キンメダイ資源調査報告書（（独）水産総合研究センター）一部改編

※ 2010年漁獲量は暫定値

4 計画の評価・総括及び課題

(1) 対象資源の維持・回復における効果

キンメダイの寿命は20年以上であることから、現時点で本計画の取組による資源の維持・回復における効果を定量的に示すことは困難である。このため、今後も現在の資源管理の取組を継続しつつ、資源状況について調査を行い、資源管理効果を把握していく必要がある。

(2) 資源管理体制の維持・強化における効果

1都3県の行政・試験研究機関、(独)水産総合研究センター、水産庁で構成する行政・研究担当者会議を平成17年以降年2回開催し、資源状況や資源管理措置の実施状況について取りまとめを行った。

その内容については、漁業者、1都3県の行政・試験研究機関、(独)水産総合研究センター、水産庁で構成する漁業者協議会（平成17年以降年1回開催）において報告し、これを踏まえて資源管理措置の検討を行ってきたところ、漁業者協議会においてより円滑に協議を行うことが可能となった。

このような取組を通じて、漁業者の資源管理に対する認識が深まり、資源管理の取組が着実に実施されてきた。

(3) 今後の方向性

1都3県においては、資源管理指針を策定するとともに、同指針に基づいて立縄漁業、底立てはえ縄漁業等を対象とした資源管理計画を策定し、今後も本計画において取り組んできた操業時間の制限、小型魚の再放流等を継続することとしている。

また、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会等を定期的に開催することを通じて、資源状況や漁獲状況の把握、管理方策の改善を検討することにより、キンメダイの資源管理を推進することとしている（図4）。

なお、こうした取組の状況等について広域漁業調整委員会に報告し、委員会指示の発出を含め資源管理措置についての協議を行うこととしたい。

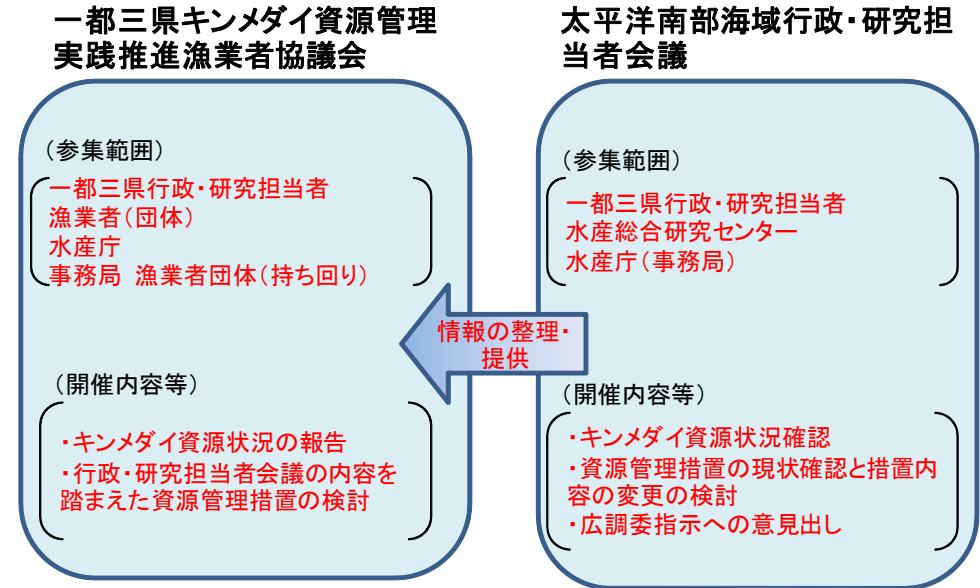


図4 今後の資源管理実施体制